

# STOP THE 暴力



[平成 20 年度改訂版]

**配偶者からの暴力で悩んでいる方へ**



内閣府 男女共同参画局



# はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定されました。

その後、平成16年6月に第一次改正が行われ、さらに平成19年7月には、保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、平成20年1月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど改正後の「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など幅広くご活用いただければ幸いです。

[改訂 平成20年4月]

**(内閣府) 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト**  
**<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>**

# 支援の流れ

## 暴力を受けた

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫に限る

4ページ

相談したい

警察

5ページ

加害者が  
逃げたいところに

配偶者暴力相談  
支援センター

婦人相談所

一時保護

(民間シェルター等への委託を含む)

6ページ

加害者を  
引き離して  
ほしい

申立書の作成

配偶者からの暴力又は脅迫を受けた状況などのほか、配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実等があれば、その事実等を記載。(配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付)

地方裁判所

保護命令発令

加害者

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)

## 1 公布及び施行

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

- 平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行(一部は平成14年4月1日施行)
- 平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行
- 平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行

## 2 法律の概要

(※青字が19年改正法の主な改正点)

### (1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としています。

### (2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)の機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすように努めます。

- 支援センターの具体的な業務
  - ① 相談又は相談機関の紹介
  - ② カウンセリング
  - ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。)
  - ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
  - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
  - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めます。

### (3) 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」があります。

- 被害者への接近禁止命令⇒加害者に、被害者の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 電話等禁止命令⇒（被害者本人のみ）被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せてその生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、加害者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。
  - ① 面会の要求
  - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
  - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
  - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
  - ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
  - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
  - ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
  - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- 被害者の子又は親族等への接近禁止命令⇒被害者への接近禁止命令の発令の要件がある場合で、被害者が子又は親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときに、加害者に、被害者と同居している未成年の子、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者の身辺へのつきまといなどを6か月間（被害者への接近禁止命令が発令されている間に限る。）禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、被害者の住居からの退去を命ずるもの。再度の申立てができる場合もある。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。  
また、保護命令が発令された場合、裁判所から被害者の住所を管轄する警察と被害者が相談等をした支援センターに、その旨及びその内容について通知されます。

### (4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 配偶者からの暴力を発見した者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修（被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。）
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助

# 配偶者からの暴力

➤➤➤ いろいろな形態  
があります。

## 配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。  
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

## 暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。  
※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

# 相談

➤➤➤ いろいろな機関で相談を行っています。

## 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また、市町村が支援センターを設置することもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は、支援センターによって異なります。



全国に180箇所設置(平成20年4月現在)  
※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

## 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。



## 一時保護

》》》 とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

婦人相談所では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

( 一時保護は、民間のシェルター等に委託されることもあります。 )



## 自立支援

》》》 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

### ○ 就業の促進

職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

### ○ 住宅の確保

公営住宅等に関する情報提供

### ○ 援 護

生活保護、児童扶養手当の支給等に関する情報提供



# 保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

保護命令は以下の種類があります。

## 被害者への 接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。



## 被害者の子又は親族 等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等<sup>(※1)</sup>の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月<sup>(※2)</sup>です。

(※1) 対象は

- 1.被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- 2.被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。

(※2) 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

## 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は6か月<sup>(※3)</sup>です。

(※3) 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

## 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立てもできます。  
命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

# 保護命令の申立て

地方裁判所に  
申立てをします。

## 申立書には、

- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受け  
るおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を  
発する必要があると認めるに足りる事情(同居の子どもへの  
接近禁止命令を申し立てる場合)
- 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な  
関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認  
めるに足りる事情(親族等への接近禁止命令を申し立てる場合)
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実  
やその内容等

を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

## 配偶者暴力相談支援 センターや警察に相談 していない場合は?

暴力等を受けた状況などを記載した  
書面を作成の上、公証人役場に行き、  
書面の認証を受け、その書面を申立  
書に添付します。



※**公証人**: 公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員  
です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・  
地方法務局にお問い合わせください。

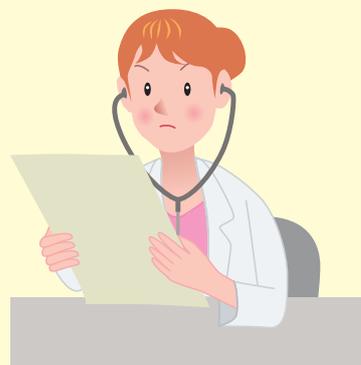
**手数料**: 公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

## 通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



## 国や地方公共団体は

○主務大臣※による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

※内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び広報啓発に努めること
- 調査研究の推進に努めること
- 人材の養成及び資質の向上に努めること
- 民間団体の援助に努めること

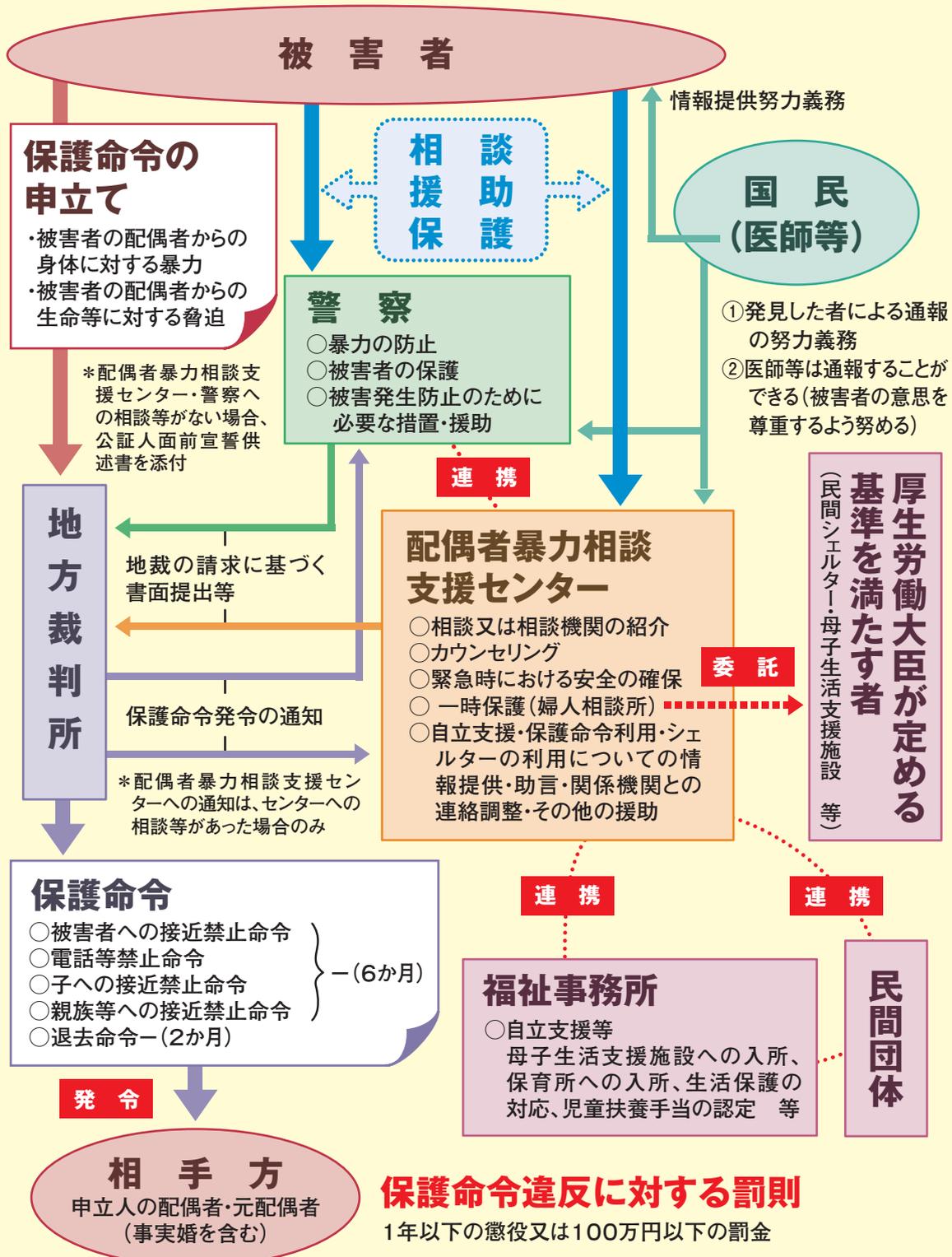
などとなっています。



## 関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

# 配偶者暴力防止法の概要(チャート)



**国や地方公共団体は…**

- ◎ 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- ◎ 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

# 配偶者暴力防止法の施行状況

## 1 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数 全国に180箇所設置(平成20年4月現在)

※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

## 2 配偶者からの暴力に関する相談件数

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

#### ①年度別相談件数

平成14年度	35,943件
平成15年度	43,225件
平成16年度	49,329件
平成17年度	52,145件
平成18年度	58,528件
平成19年度	62,078件

#### ②性別相談件数(平成14年～19年度)

女性	299,384件(99.4%)
男性	1,864件(0.6%)

※内閣府の調査によります。

相談者は  
圧倒的に女性

### (2) 警察における対応件数

平成14年	14,140件
平成15年	12,568件
平成16年	14,410件
平成17年	16,888件
平成18年	18,236件
平成19年	20,992件

※1 警察庁の調査によります。

※2 対応件数とは、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいいます。

## 3 婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子(同伴家族)	うち夫等の暴力を理由とする者
平成13年度	4,823人(3,085人)	2,680人(55.5%)
平成14年度	6,261人(4,642人)	3,974人(63.5%)
平成15年度	6,447人(5,029人)	4,296人(66.6%)
平成16年度	6,541人(5,518人)	4,535人(69.3%)
平成17年度	6,449人(5,285人)	4,438人(68.8%)
平成18年度	6,359人(5,478人)	4,565人(71.8%)

※1 厚生労働省の調査によります。

※2 一時保護委託分を含みます。

## 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

### (1) 処理件数等

年	新受	既済件数									却下	取下げ等
		認容(保護命令発令)										
		(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合			(2) 「子への接近禁止命令」が発令された場合							
		① 退去命令と 接近禁止命令 の双方	② 接近禁止 命令のみ	③ 退去命令 のみ	① 退去命令、被害 者への接近禁止 命令と同時	② 被害者への 接近禁止 命令と同時	③ 事後的な 子への接近 禁止命令					
平成14年	1,426件	1,398件	1,128件	326件	798件	4件				64件	206件	
平成15年	1,825件	1,822件	1,468件	406件	1,058件	4件				81件	273件	
平成16年	2,179件	2,133件	1,717件	554件	1,098件	5件	17件	38件	5件	75件	341件	
平成17年	2,695件	2,718件	2,141件	190件	730件	4件	322件	883件	12件	147件	430件	
平成18年	2,759件	2,769件	2,208件	166件	710件	8件	346件	974件	4件	146件	415件	
平成19年	2,779件	2,757件	2,186件	173件	640件	7件	371件	993件	2件	140件	431件	

表注 1 「認容」には、一部認容の事案を含みます。

2 「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含みます。

3 「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

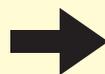
4 (2) 「子への接近禁止命令」平成16年分は、平成16年12月2日に改正配偶者暴力防止法が施行されてから同年末までの処理状況です。

5 (2) 「子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令と同時、又は、被害者への接近禁止命令がなされた後に発令されるものです。

6 (2) ③「事後的な子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令が既に発令されている場合(退去命令と同時に発令されている場合を含みます。)、被害者への接近禁止命令を前提として、事後的に子への接近禁止命令を発令した事案です。

### (2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間  
(平成13年10月から平成19年12月まで)



12.4日

※1 最高裁判所の調査によります。

2 平成18年3月までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数です。

3 平成19年の数値は、速報値です。

## 5 配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺人	傷害	暴行
平成12年	134/197件(68.0%)	838/888件(94.4%)	124/127件(97.6%)
平成13年	116/191件(60.7%)	1,065/1,097件(97.1%)	152/156件(97.4%)
平成14年	120/197件(60.9%)	1,197/1,250件(95.8%)	211/219件(96.3%)
平成15年	133/215件(61.9%)	1,211/1,269件(95.4%)	230/234件(98.3%)
平成16年	127/206件(61.7%)	1,143/1,198件(95.4%)	284/290件(97.9%)
平成17年	126/218件(57.8%)	1,264/1,342件(94.2%)	359/379件(94.7%)
平成18年	117/179件(65.4%)	1,294/1,353件(95.6%)	671/707件(94.9%)
平成19年	107/192件(55.7%)	1,255/1,346件(93.2%)	870/933件(93.2%)

配偶者間における  
傷害・暴行の被害者の  
ほとんどが女性

※1 警察庁の調査によります。

2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数(%はその率)です。

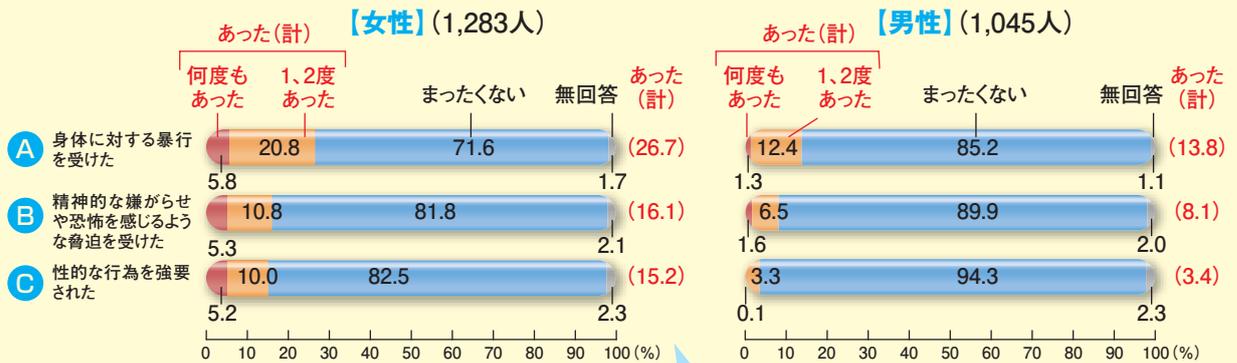
3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。

4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

# 多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

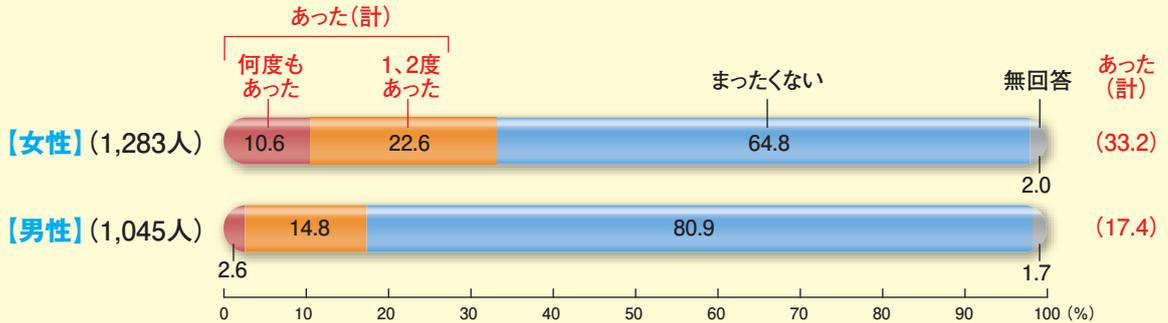
「男女間における暴力に関する調査」結果より（平成18年4月公表 内閣府）

## ● 配偶者からの被害経験



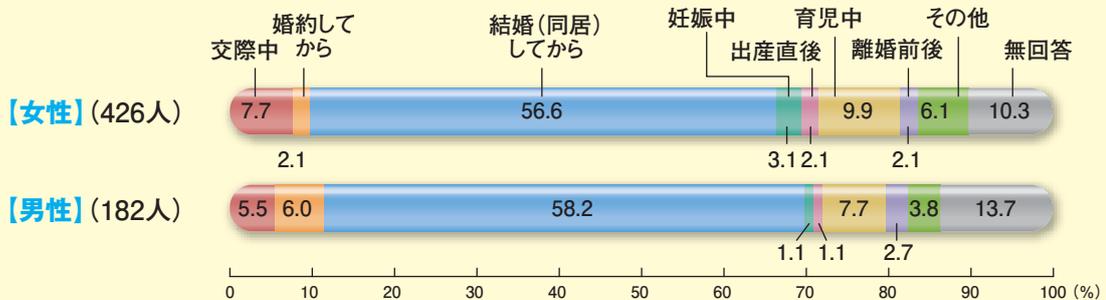
女性の約4人に1人が身体的暴行を受けている

## ● 配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



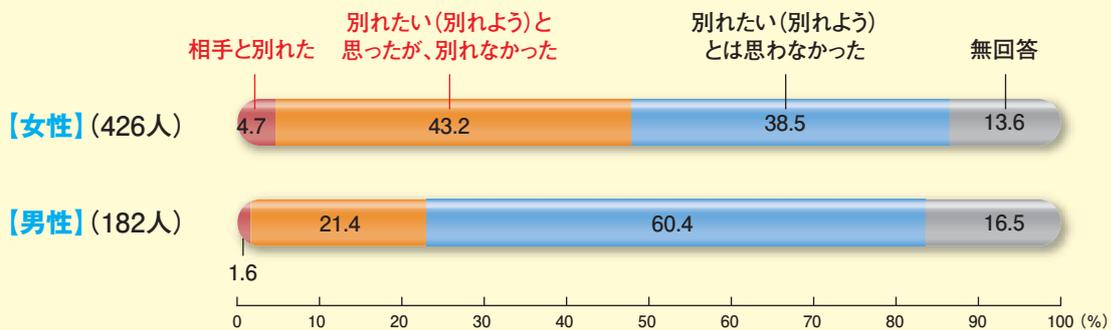
女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている

## ● 最初に被害を受けた時期



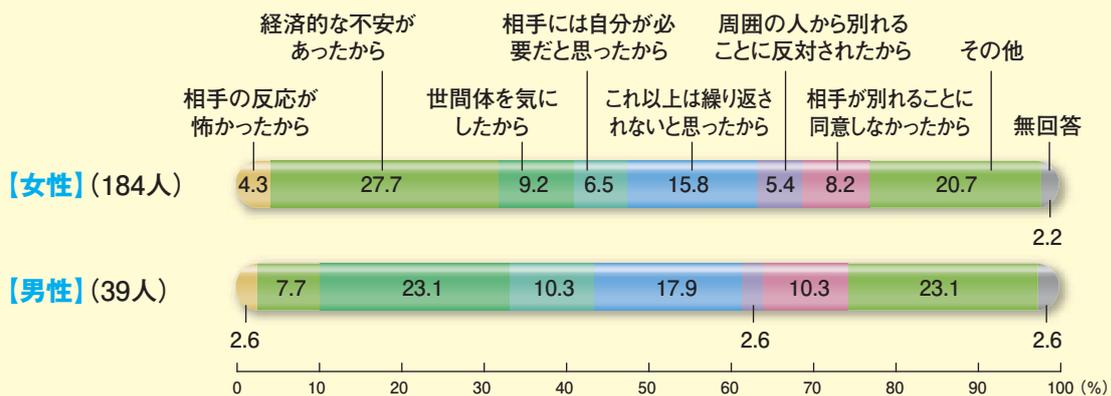
「育児中」「交際中」の人も少なくない

## ● 配偶者から被害を受けた後の関係



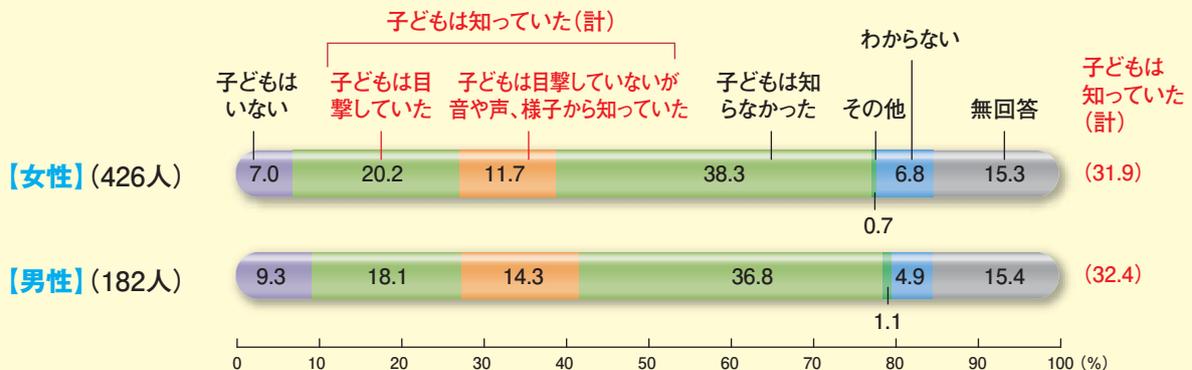
女性では「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」、男性では「別れたい(別れよう)とは思わなかった」が多い

## ● 別れなかった理由



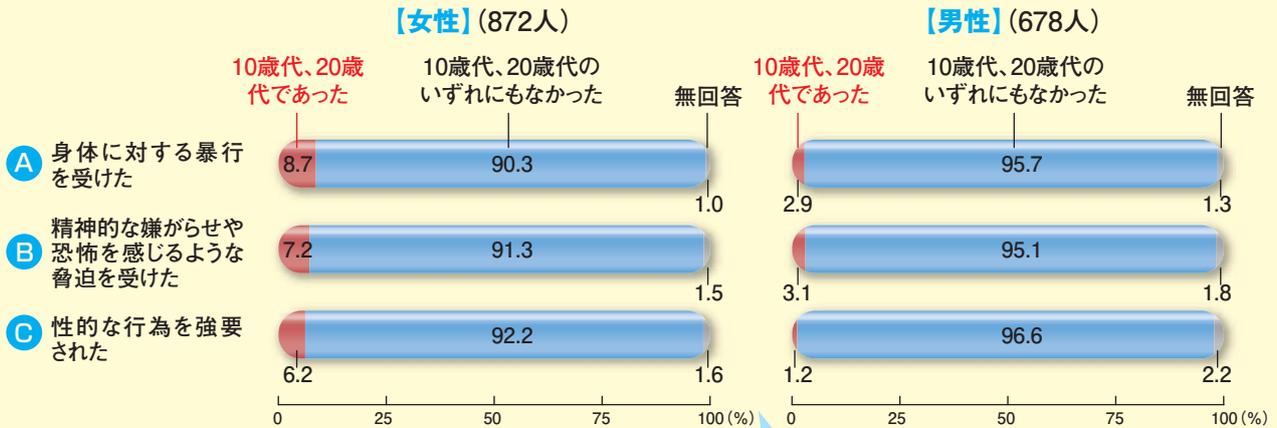
女性では「経済的な不安があったから」が3割弱

## ● 子どもによる目撃



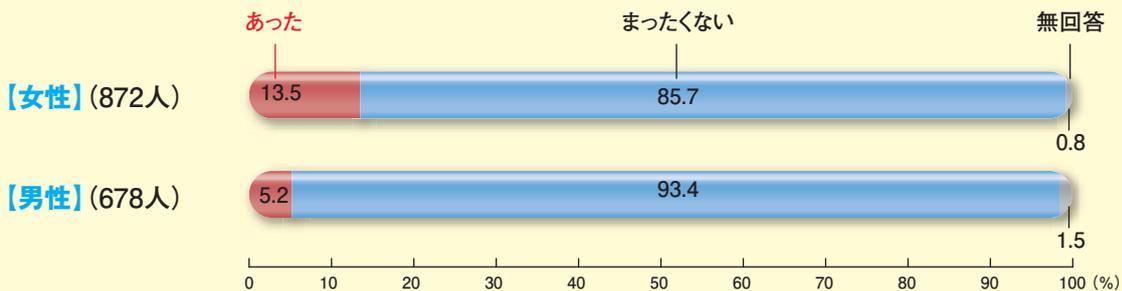
3人に1人は配偶者からの行為を「子どもは知っていた」と認識

● 交際相手からの被害経験



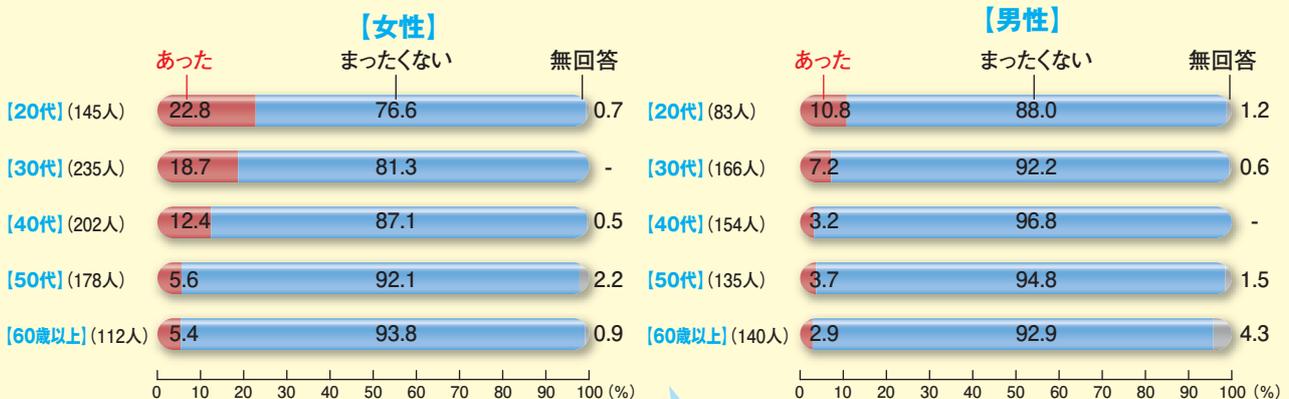
男性よりも女性に被害が多い

● 交際相手からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



女性の14%が交際相手から被害を受けている

● 交際相手からの被害経験〈性・年齢別〉



20代、30代の女性に被害が多い

# 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設

都道府県名	施設の名称	電話番号
北海道	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
	北海道環境生活部生活局参事(男女平等参画)	011-221-6780
	北海道石狩支庁	011-232-4760
	北海道渡島支庁	0138-47-5789
	北海道檜山支庁	0139-52-5785
	北海道後志支庁	0136-22-5838
	北海道空知支庁	0126-25-5648
	北海道上川支庁	0166-46-5081
	北海道留萌支庁	0164-43-0011
	北海道宗谷支庁	0162-33-3399
	北海道網走支庁	0152-45-0500
	北海道胆振支庁	0143-22-5286
	北海道日高支庁	0146-22-2921
	北海道十勝支庁	0155-26-9029
	北海道釧路支庁	0154-41-1110
	北海道根室支庁	0153-24-5756
	札幌市	札幌市市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室
札幌市配偶者暴力相談センター		011-728-1234
青森県	青森県女性相談所	017-781-2000 DVホットライン 0120-87-3081
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	017-734-9951
	青森県中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0172-33-3211
	青森県三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0178-27-4435
	青森県西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0173-35-2156
	青森県上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0176-62-2145
	青森県下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0175-22-2296
岩手県	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610 休日夜間 019-652-4152
	盛岡地方振興局保健福祉環境部	019-629-6568
	県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831
	県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	0198-22-4921
	県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	0197-65-2732
	県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部	0191-26-1415
	大船渡地方振興局保健福祉環境部	0192-27-9913
	釜石地方振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
	宮古地方振興局保健福祉環境部	0193-64-2213
	久慈地方振興局保健福祉環境部	0194-53-4982
	二戸地方振興局保健福祉環境部	0195-23-9202
	男女共同参画センター	019-606-1762
	宮城県	宮城県女性相談センター
秋田県	秋田県女性相談所	018-835-9052
	秋田県北福祉事務所	0186-52-3951 0186-62-1165(鷹巣阿仁)
	秋田県山本福祉事務所	0185-55-8020
	秋田県中央福祉事務所	018-855-5171 0184-22-4120(由利)
	秋田県南福祉事務所	0182-32-3294 0187-63-5355(仙北)
	秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7853
山形県	山形県婦人相談所	023-642-2340
	山形県村山総合支庁	0237-86-8212
	山形県最上総合支庁	0233-29-1274
	山形県置賜総合支庁	0238-26-6030

都道府県名	施設の名称	電話番号
山形県	山形県庄内総合支庁	0235-66-4759
福島県	福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県男女共生センター	0243-23-8320
	福島県県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809
	福島県県南保健福祉事務所	0248-22-5647
	福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278
	福島県南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134
茨城県	茨城県婦人相談所	029-221-4166
栃木県	栃木県婦人相談所	028-622-8644
	パルティとちぎ男女共同参画センター	028-665-7714
宇都宮市	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751
群馬県	群馬県女性相談センター(女性相談支援室、女性相談所)	027-231-4488
	群馬県女性相談所	
埼玉県	埼玉県婦人相談センター	048-600-6060
千葉県	千葉県女性サポートセンター	043-302-1015 043-245-1719
	習志野健康福祉センター	047-475-5966
	市川健康福祉センター	047-377-1199
	松戸健康福祉センター	047-361-6651
	野田健康福祉センター	04-7124-6677
	印旛健康福祉センター	043-483-0711
	香取健康福祉センター	0478-52-9310
	海匠健康福祉センター	0479-22-3101
	山武健康福祉センター	0475-54-2388
	長生健康福祉センター	0475-22-5565
	夷隅健康福祉センター	0470-73-0801
	安房健康福祉センター	0470-22-6377
	君津健康福祉センター	0438-22-3411
	市原健康福祉センター	0436-21-3511
	ちば県民共生センター	04-7140-8605
ちば県民共生センター 東葛飾センター	04-7140-8605	
野田市	野田市役所保健福祉部男女共同参画課	04-7125-9119
東京都	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
	東京都女性相談センター	03-5261-3110
神奈川県	神奈川県立女性相談所	045-313-0745 自立サポート相談045-313-0807 多言語相談(6ヶ国語)050-1501-2803 男性被害者相談(予約制)045-313-0745
	神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県	新潟県女性福祉相談所	025-381-1111 子ども女性電話相談 025-382-4152 DV・児童虐待相談フリーダイヤル 0120-26-2928
富山県	富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県	石川県女性相談支援センター	076-221-8740(DVホットライン) 076-223-8655
福井県	福井県生活学習館	0776-41-7111~7112
	福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
	福井健康福祉センター	0776-36-2857
	坂井健康福祉センター	0776-73-0622
	奥越健康福祉センター	0779-66-2076
	丹南健康福祉センター	0778-51-0034 0778-22-4135(武生福祉保健部)

# 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設

都道府県名	施設の名称	電話番号
福井県	二州健康福祉センター	0770-22-3747
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
山梨県	山梨県女性相談所	055-254-8635
	山梨県立男女共同参画推進センター「びゅあ総合」	055-237-7830
長野県	長野県女性相談センター	026-235-5710
	長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
岐阜県	岐阜県女性相談センター	058-274-7377
	岐阜振興局	058-264-1111 内244
	西濃振興局	0584-73-1111 内237
	西濃振興局揖斐事務所	0585-23-1111 内241
	中濃振興局	0574-25-3111 内245
	東濃振興局	0572-23-1111 内272
飛騨振興局	0577-33-1111 内272	
静岡県	静岡県女性相談センター	054-286-9217
愛知県	愛知県女性相談センター	052-913-3300
名古屋市	名古屋市配偶者暴力相談支援センター	052-853-2705
三重県	三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京都府	京都府婦人相談所	075-441-7590
大阪府	大阪府女性相談センター	06-6725-8511
	大阪府立女性総合センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (DV専用電話)
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
	大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794
兵庫県	兵庫県立女性家庭センター	078-732-7700
神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	078-382-0037
奈良県	奈良県中央子ども家庭相談センター	0742-22-4083
和歌山県	和歌山県女性相談所	073-445-0793
鳥取県	鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9304
	鳥取県中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3147
島根県	島根県女性相談センター	0852-25-8071 (日～土 8:30～17:00) 0854-84-5661 (月～金 8:30～17:00)
岡山県	岡山県女性相談所	086-235-6060
	岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
岡山市	岡山市男女共同参画相談支援センター	086-803-3366 (相談ほっとライン)
広島県	広島県広島子ども家庭センター	082-254-0391 (月～金 10時～17時) 082-254-0399 (月～金 17時～20時、 土・日・祝日 10時～17時) いずれも年末・年始(12月29日～翌年の 1月3日)を除く
	広島県福山子ども家庭センター	084-951-2372

都道府県名	施設の名称	電話番号
広島県	広島県備北子ども家庭センター	0824-63-5181 (内線2313)
山口県	山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122 DVホットライン 0120-238122 (緊急用)
	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー
徳島県	徳島県女性支援センター	088-652-5503 088-623-8110
香川県	香川県子ども女性相談センター	087-835-3211
愛媛県	愛媛県婦人相談所	089-941-3490
	愛媛県女性総合センター	089-926-1644
高知県	高知県女性相談支援センター	088-833-0783
福岡県	福岡県女性相談所	092-711-9874
	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-584-0052
	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	092-939-0511
	福岡県宗像保健福祉環境事務所	0940-37-2880
	福岡県朝倉保健福祉環境事務所	0946-24-5780
	福岡県糸島保健福祉環境事務所	092-323-0061
	福岡県遠賀保健福祉環境事務所	093-201-2820
	福岡県鞍手保健福祉環境事務所	0949-22-4070
	福岡県嘉穂保健福祉環境事務所	0948-29-0071
	福岡県田川保健福祉環境事務所	0947-42-4850
	福岡県久留米保健福祉環境事務所	0942-34-8111
福岡県八女保健福祉環境事務所	0943-23-7520	
福岡県山門保健福祉環境事務所	0944-73-3200	
福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-2460	
北九州市	北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
佐賀県	佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
	佐賀県立女性センター「アバンセ」	0952-26-0018
長崎県	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-846-0565
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	0956-24-5125
熊本県	熊本県女性相談センター	096-381-4454 096-381-7110 (DV専用)
大分県	大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県	宮崎県女性相談所	0985-22-3858
鹿児島県	鹿児島県女性相談センター	099-222-1467
	鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630/6631
	鹿児島県鹿児島地域振興局保健福祉環境部	099-273-3111 (内線245)
	鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部	0993-53-8001
	鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部	0996-23-3166
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	0995-44-7965
	鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部	0994-43-3121 (内線235)
鹿児島県熊毛支庁保健福祉環境部	0997-22-1138	
鹿児島県大島支庁保健福祉環境部	0997-57-7243	
沖縄県	沖縄県女性相談所	098-854-1172 098-854-1173 (夜間専用)
	沖縄県北部福祉保健所	0980-52-0051
	沖縄県宮古福祉保健所	0980-72-3132
	沖縄県八重山福祉保健所	0980-82-2330

※電話番号については、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表電話番号を載せています。施設によって相談受付時間等が異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

直近の配偶者暴力相談支援センター一覧は、配偶者からの暴力被害者支援情報サイトでご覧いただけます。  
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>)

(平成20年4月現在)